

## 特色選抜合否判定基準

### (a)．選抜の基本方針

- (あ) 本校が定める「求める生徒像」及び「選抜において重視する観点」を理解し、本校の特色選抜出願要件等を満たす者の中から合格者を決定する。
- (い) 本校教育課程の各教科・科目の所定単位を修得できると判断できる学力を有する者を合格とする。

### (b)．各圏の設定の仕方

- (あ) 学力検査点、内申点、中学校における活動実績、面接（エントリーシート含む）に基づいて募集人員の上位８０％程度の人数が含まれるように範囲を設定としてＡ圏とする。  
ただし、志願者数が募集人員に満たない場合、志願者数の８０％程度をＡ圏とする。
- (い) Ａ圏を除いた残りをＢ圏とする。

### (c)．審議条項

- (あ) 各学年で無届欠席の数が５日を超える者
- (い) 評定平均が３．０未満の者
- (う) 中学校における活動実績がＤランク相当の者
- (え) 面接の評価が「Ｃ」である者
- (お) 学力検査点で、１０点未満の教科がある者、または、５教科の合計点が１００点未満の者
- (か) その他、特に審議が必要な者